

平成27年度

第6回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会農地部会議事録

平成27年9月29日、千葉県農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成27年度第6回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	2件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	4件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	2件
議案第8号	農用地利用配分計画(案)の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	13件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	30件
報告第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第5号	地目変更について	20件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	19件

<出席委員> (14名)

1番	伊原茂久 (農地部会長)	2番	小川正義
3番	石井一也	4番	高澤義信
5番	西郡高夫	6番	長谷川政美
8番	小川政二	9番	田中和夫 (職務代理者)
11番	野崎好知	12番	浅川政明
13番	安井誠一	14番	植草隆晴
16番	花島豊勇	17番	市原孝

<欠席委員> (3名)

7番	小川友安	10番	中島賢治
15番	蛭田浩文		

<事務局説明員>

次長	楠原弘	次長補佐	御園えみ子
農業振興班長	小川剛	農地指導班長	角田一郎
農地審査班長	福島悟		

開 会 （午後 1 時 3 0 分）

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただ今から平成 2 7 年度第 6 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 4 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。6 番・「長谷川 政美」委員、8 番・「小川 政二」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）」との関連案件ですので、後程併せて上程いたします。

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長  
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

なお、第 1 項及び第 2 項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第 1 項です。本項は第 2 項との関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の 2-1、2 を併せてご参照願います。

本案件は、店舗・コンビニエンスストア用地並びに公衆用道路用地とするものです。

申請地は、千葉市若葉土木事務所から南へ 約 1 5 0 m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地や山林、事業所が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽より雨水管に接続し、雨水は雨水浸透施設により流出を抑制し、雨水管に接続します。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。資料の2-3をご参照願います。

本案件は、共同住宅用地として使用するものです。

申請地は、千葉都市モノレール動物公園駅から西へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は、污水管に接続し、雨水は、雨水浸透槽より道路側溝に接続します。

周囲は、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。資料の2-4をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地として使用するものです。

申請地は、市立若松小学校から北東へ約1kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は、污水管に接続し、雨水は、浸透柵にて抑制し道路側溝に接続します。

周囲は、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議長	——— 質問・意見等なし ———
議長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議長	第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。
議長 (伊原茂久部会長)	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 はじめに第1項です。資料の3-1をご参照願います。本案件は、建売分譲住宅用地として使用するものです。申請地は、市立生浜東小学校から南東へ約250mに位置する農地です。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽より側溝に接続し、雨水は、雨水浸透槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。また、周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	次に、第2項です。資料の3-2をご参照願います。本案件は、太陽光発電施設用地として使用するものです。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	申請地は、京葉道路貝塚インターチェンジから東へ約200mに位置する農地です。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。資料の3-3をご参照願います。  
本案件は、資材置場用地として使用するものです。  
申請地は、JR浜野駅から東へ約800mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係について、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。資料の3-4をご参照願います。  
本案件は、駐車場用地として使用するものです。  
申請地は、モノレール千城台駅から南へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係について、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

野崎 好知会長

第2項の太陽光発電施設について、太陽光発電パネルの設置枚数はどのくらいですか。

事務局

設置枚数は、104枚です。

議長  
(伊原茂久部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号を一括して上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

本議案は、営農型太陽光発電設備の設置に係るもので、いずれも関連する案件ですので、一括して御説明いたします。

本件申請地は、若葉区中野町の畑で、神奈川県に本社を置く2つの法人が、それぞれ発電設備を設けたい、というものです。議案第4号は、使用貸借権設定を伴う一時転用、議案第1号は、区分地上権設定に係るものです。

資料の位置図を御覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

資料の次のページ、平面図を御覧ください。本件申請地の南側に接する農地は、同一の所有者の土地ですが、こちらにも営農型発電設備が既に3列設置されております。今回の申請により、この北側にさらに2列が加わる形となります。

資料の次のページ、立面図を御覧ください。支柱の直径は76ミリメートルで、これを1列につき58本使用します。一時転用面積は、第1項、第2項ともに0.27平方メートルです。

支柱の南北方向の間隔は約1.7メートル、東西方向の間隔は約3メートルで、発電パネルの設置高さは、地上約2.3メートルです。支柱は基礎固めせず、地中1.8メートルの深さに埋め込みます。

地上で栽培する作物は、ダイカンドラというグランドカバー植物で、隣接する営農型発電設備における作物と同じです。営農者も同一で、既に農地法第3条許可を得て賃借権を設定済みです。

資料の次のページ、概要をまとめた表を御覧ください。発電出力は、いずれも40.8キロワット、設備の設置面積は、いずれも260平方メートルです。一時転用許可期



間は、国の通知に基づき3年間ですが、再度許可をとることにより、その後も設置を継続する予定です。

北側隣接地が農地ですが、夏はほぼ影がかからず、冬は一部影がかかりますが、高低差があるため、影響は低減されるものと考えられます。なお、北側隣接地所有者に対して、影響見込みを説明済みであり、同意書も提出されております。

次に、設備の遮光によるダイカンドラ栽培への影響ですが、隣接の既設の土地における影響見込みと同様です。ダイカンドラは、日陰を好む性質を持っており、直射日光下との比較では、収量は変わらないものの、品質の向上が見込まれます。その根拠ですが、大学や種苗会社による実験結果が提出されているほか、既に発電設備が設置されている他市の圃場にて、日陰の方が明らかに生育が良いことを、地元農業委員及び事務局が確認しております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

分科会において、ダイカンドラの出荷時期及び出荷先について、御質問がございました。

営農計画書によると、5月から7月が播種、9月から11月及び3月から4月が出荷の時期となっております。種は地面に直播し、収穫は、一般的な芝生と同様に、ソーダカッターにて行います。出荷先ですが、営農型ではない一般的な太陽光発電設備の設置場所において、雑草除けのグラウンドカバーとして使用する、とのことでございます。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

長谷川 政美委員

第1項と第2項の法人は、関連会社ですか。

事務局

同一の場所に所在する法人ですが、関連については不明です。なお、第1項の法人が北側の1列、第2項の法人が南側の1列を設置いたします。

小川 正義委員	架台のパイプの材質は何でしょうか。
事務局	申請書の添付資料によりますと、めっき鋼板とのこと でございます。
議長 (伊原茂久部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成 の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号及び第4号は、 許可と決定いたします。
議長 (伊原茂久部会長)	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地 の利用状況確認について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (市原孝委員長)	ご説明いたします。 本案件は、千葉東税務署管内の20年経過予定案件で す。 第1項は、鈴木 武夫委員、第2項は、浅川 政明委員、 第3項は、植草 隆晴委員、第4項は、宮崎 一雄委員が、 それぞれ現地調査を行いました。 その結果、第2項の土地の一部が山林、一部が不耕作の 状態となっておりますが、それ以外は、すべて農業相続 人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。 担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに 提出されております。 第2分科会といたしましては、この内容で千葉東税務署 へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしまし た。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

—— 質問・意見等なし ——

議長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

—— 挙手 ——

議長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。  
第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。  
第1項は、農地基本台帳及び9月2日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、小川 政二委員に確認していただきました。  
このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。  
第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議長  
(伊原 部会長)

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長  
(市原委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が、農地中間管理事業の実施のため、若葉区在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積4,783㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

本項は、農地中間管理機構が作成する「農用地利用配分計画案」に登載された借受希望者に千葉県認可を経て貸付けられます。

第2項は、四街道市大日在住の農家の方が、花見川区幕張町在住の方の所有する、若葉区野呂町の畑2筆、合計面積8,562㎡に使用貸借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第1項及び第2項の合計面積13,345㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(伊原 部会長)

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(伊原 部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(伊原 部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

議長  
(伊原部会長)

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第2分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

===農政部入室===

議長  
(伊原部会長)

それでは、はじめに、事務局より議案の概略説明、続いて「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

事務局

議案第8号についてご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。第1項です。

農地中間管理機構である千葉県園芸協会による若葉区富田町の畑の貸付けに係る計画案を作成するものです。計画の詳細は、市農政部よりご説明いただきます。

農政部

ご説明いたします。

別刷資料「議案第8号」をご覧ください。「農地中間管理事業実施フロー」と関連法令です。

資料を広げていただき、左側「農地中間管理事業実施フロー」中段右側の下半分が緑色の部分をご覧ください。

農地中間管理事業では、中間管理機構・千葉県は園芸協会が、農地の貸し手と借り手の交渉等を経て、農地の貸し手から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました議案第7号第1項の案件がこれにあたります。

一方、同時進行で、機構から借り手への貸し付けの手続きが行われます。

資料のピンク色の部分をご覧ください。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項により、農用地利用配分計画案を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は市に計画案の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画案について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されており、本案件はこの計画案について意見を求めるものです。

それでは、議案第8号「農用地利用配分計画案の意見について」ご説明いたします。

議案第7号第1項によりご審議いただいた千葉県園芸協会が中間管理権を取得する予定の若葉区富田町の畑1筆、面積4,783㎡を、近隣で営農中の若葉区みつわ台在住の方に賃借権を設定するもので、期間は県の認可・公告の日から平成37年9月30日までの約10年となります。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件を充足しているものと判断いたします。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長  
(伊原部会長)

ありがとうございました。  
事務局から何かありますか？

事務局

ただ今、農政部の説明のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件について、調査いたしました。事務局といたしましても特に問題ないものと思われます。

議長  
(伊原部会長)

ただいまの農政部及び事務局の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

野崎 好知会長

現地では何を耕作していますか。

事務局

長ネギを耕作しています。

野崎 好知会長	賃借権の設定が10年とのことだが、その理由は何ですか。
事務局	一般的には定めはありませんが、農地中間管理事業では10年としています。
議長 (伊原部会長)	他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議場	===農政部退室===
議長 (伊原部会長)	それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。
議場	——— 意見聴取 ———
議長 (伊原部会長)	付すべき意見が無いようですので、お諮りします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することとに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原部会長)	賛成全員でございますので、議案第8号は、「意見なし」と決定いたします。
議長 (伊原部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件についてご説明いたします。  議案書の13ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件ございました。 続きまして、議案書の14ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届



出について」は、議案書の16ページまでに13件ございました。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の21ページまでに30件ございました。

第1号から第3号のいずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、議案書の24ページまでに20件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、議案書の26ページまでに、5条が19件 ございました。

9月4日に諮問し、9月14日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令（都市計画法）が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。存じます。

以上をもちまして、平成27年度第6回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2時 5分)